

旅行業務取扱料金

令和6年4月12日

(この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。)

千葉県知事登録旅行業 第3-1102号

たびくり

国内旅行 手配旅行に係る取扱料金

	内容	料金
手配料金	宿泊・運送機関・航空券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の20%以内
	宿泊・運送機関・航空券単一手配の場合	1手配(1区間)につき20%以内*下限料金¥1,100
	観光・入場・食事その他サービス機関の単一手配の場合	1手配につき20%以内*下限料金¥1,100
変更手続手数料	宿泊・運送機関等の予約変更	宿泊・運送機関等それぞれ1件につき ¥1,100
取消手数料	宿泊・運送機関・航空券等の予約取消・払戻	宿泊・運送機関等それぞれ1件につき ¥1,100
※注1) 上記変更・取消手数料について 1. 手配着手後の変更・取消より申し受けます。 2. 上記各手数料の他に、宿泊・運送機関等の定める取消料・違約料を別途申し受けます。 3. 航空券の変更は当該航空券をお求め頂いた箇所のみ対応となります。		
企画料金	受注型企画旅行の場合	ご旅行費用総額の20%未満
添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員1人1日当たり ¥33,000 *宿泊費等その他同行に必要な経費は別途
通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配等の通信連絡を行った	1件につき *電話等の通信実費は別途 ¥550
※注2) 旅行費用とは、旅行サービスの提供を受けるため、運賃・宿泊料その他の名目で運送・宿泊機関等に支払う費用をいいます。 ※注3) 旅行契約に基づき手配した結果、運送・宿泊機関等が満員等の理由で予約できなかった場合であっても、所定の取扱料金を申し受けます。 ※注4) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。 ※注5) 手配日、利用日、利用区間・運送機関等が異なる場合は、それぞれ1件として取扱います。 ※注6) 上記料金には消費税が含まれていま		

相談料金

区分	内容	料金
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談・助言	基本料金：30分まで ¥2,200 以降30分ごと ¥2,200
	(2) 旅行日程表の作成	1件につき ¥3,300
	(3) 旅行に必要な費用の見積作成 (運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	1件につき ¥3,300
	(4) 運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき ¥2,200
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料:A版1枚につき ¥1,100
お客様の依頼による出張相談		上記(1)から(5)までの料金プラス 交通費実費
※注1) 上記料金は、1人または、1件を対象とした料金です。 ※注2) 上記の各該当料金は、合算して申し受けます。 ※注3) 上記料金には消費税が含まれています。		